

令和3年(2021年)9月13日

保護者の皆様

札幌市立陵北中学校

校長 大田 利幸

緊急事態宣言延長による今後の教育活動と出席停止の取扱いについて

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、緊急事態宣言が30日まで延長されたことを受け、今後の教育活動について以下の通り再度お知らせいたします。変更に関しては、主に生徒の安全等を考慮した上で行いますことを御理解ください。なお、今後の状況によっては更なる変更もあることを御承知おきください。

記

1 今後の教育活動について

- (1) 感染リスクが高いとされている学習活動（生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動等）は引き続き行いません。
- (2) 登下校時の玄関は、2・3年生が東玄関、1年生が西玄関となります。
- (3) 休み時間は自教室で過ごすことを基本とします。
※移動教室、トイレ・水飲み、教科連絡等の場合は除きます。
- (4) 放課後活動は原則行いません。
※生徒会活動、委員会活動については、感染症対策（2m以上の間隔をとる、15分以内に終える、常時換気を行う等）を行った上で、必要最低限の活動とします。
- (5) 部活動については、学校が必要と判断する場合（中体連・中文連等が主催する全国・全道大会等につながる活動）を除き、原則活動を行いません。また、活動を行う場合についても原則平日のみ90分程度の活動とし、校外での活動（他校との交流試合等）は行いません。
- (6) 保護者、業者等の来校については極力控えていただき、必要な場合においても玄関等での短時間での対応とします。

(裏面に続く)

2 出席停止基準について ※現在の警戒レベル3における基準となります。

以下の場合には出席停止の取扱いとなります。

- (1) 生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、治癒するまでの間。
- (2) 生徒と同居している者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、次のいずれかの間。
 - ア 同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間。
 - イ 同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間。
- (3) 生徒が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間。
- (4) 生徒と同居している者が保健所から濃厚接触者と指定された場合は、該当者の検査結果（陰性）が判明するまでの間。
- (5) 生徒または生徒と同居している者がPCRまたは抗原検査を受けることになった場合は、検査結果（陰性）が判明するまでの間。ただし、生徒が保健所から濃厚接触者として指定されている場合は（3）に従う。また、生徒と同居する者の勤務先等の規則による、定期的な検査を受ける場合は、出席停止としない。
- (6) 生徒または生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間。ただし、医師から新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、新型コロナウイルス感染症ではないと告げられた場合は出席停止としない。
- (7) 生徒が海外から帰国または再入国し、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間。
- (8) 医療的ケアが日常的に必要な場合や基礎疾患等がある場合は、主治医や学校医の判断による。
- (9) 以下の新型コロナウイルスワクチン接種に係わる場合
 - ア ワクチン接種を受ける日（※出席簿上は欠席扱い）。
 - イ ワクチン接種による副反応が出ている間。
 - ウ ワクチン接種による副反応が懸念されるため経過を見る間（※出席簿上は欠席扱い）。

3 その他

- (1) お子様に風邪症状等が見られる場合は学校に連絡の上、登校をお控えください。
- (2) 感染症拡大防止の観点から手洗い、消毒等の徹底をお願い致します。
- (3) ハンカチ・ティッシュ・水筒等の持参を改めてお願い致します。
- (4) 寄り道をせず、活動終了後は速やかに下校するよう、お子様と改めて御確認ください。